

長岡公園の指定管理者の募集について(概要)

長岡京市は、現在、村田製作所と連携し、長岡公園の再整備を実施しています。市では、再整備の完成に合わせて、指定管理者を募集します。募集の概要は次のとおりです。なお、詳細は募集要項をご覧ください。

1. 募集要項等の配布期間

令和6年9月2日(月)から10月11日(金)まで(土、日、祝日は除きます。)
午前8時30分から午後5時まで

2. 申請受付期間

令和6年10月21日(月)から10月31日(木)まで(土、日、祝日は除きます。)
午前8時30分から午後5時まで

3. 応募資格

- (1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる者
- (2) 法人その他の団体及びその代表者、複数の団体で構成する連合体の場合は、構成する全ての団体及びその代表者が、要項に定める者に該当しないこと。
- (3) ほかに連合体での応募の場合の条件あり。

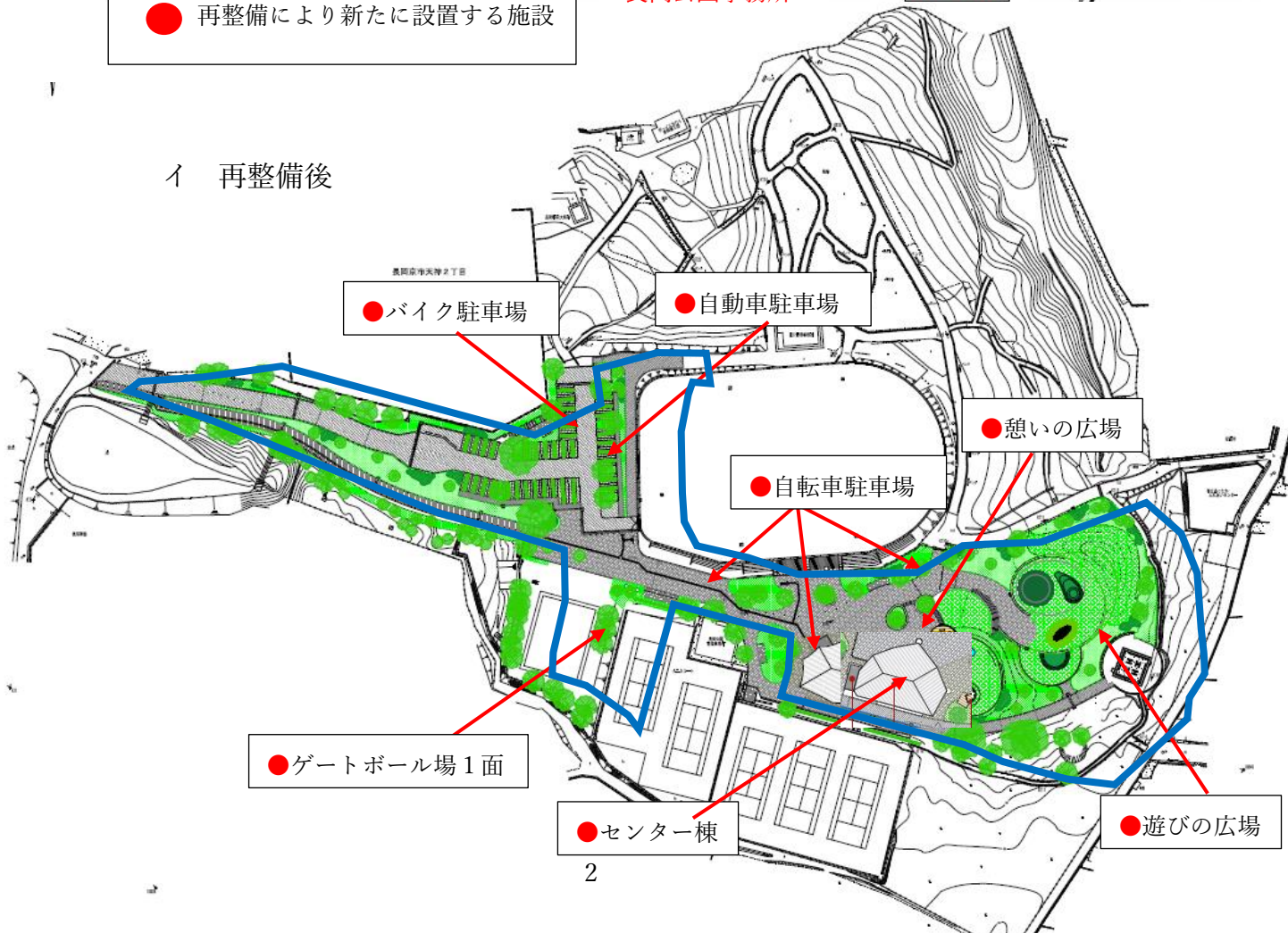
4. 指定管理予定の対象施設の概要

- (1) 名 称 長岡公園
- (2) 所在地 京都府長岡京市天神二丁目地内
(長岡公園管理事務所の住所：長岡京市天神二丁目15-1)
- (3) 公園面積
 - ア 約4.0ha(内借地面積 約2.3ha、土地所有者：長岡天満宮)
 - イ 公園種別 都市公園(地区公園)、長岡京市公園管理番号29
 - ウ 主な施設
 - (ア) 再整備により新たに設置する施設(令和7年8月末竣工予定)
センター棟、自動車駐車場、遊びの広場、憩いの広場ほか
 - (イ) 再整備外の施設(既存施設)
テニスコート(5面)、グラウンド、長岡公園事務所、旧管理事務所、梅林、竹林、樹林地 等
 - (ウ) 再整備により撤去する施設
便所(長岡公園事務所の隣の建物)、現遊具広場、現ゲートボール場(4面)
- (4) 現在の管理体制 市の直接管理です。業務毎に管理を委託しています。
指定管理者制度は導入していません。

管理範囲等平面図



イ 再整備後



5. 長岡公園の管理運営に関する基本的な考え方

(1) 再整備のコンセプトを尊重する。

長岡公園は、長岡京市の中心地にある都市公園（地区公園）で、長岡天満宮や八条ヶ池（平成25年に「都市景観大賞」を受賞）に隣接した憩いの場です。

公園の供用開始から40年が経過し、施設の老朽化が全体的に目立ち、改修が必要な状況にある中、長岡京市が株式会社村田製作所と令和4年5月に締結した包括連携協定に基づき、令和4年10月に長岡公園の再整備事業の協定を締結し、長岡京市の市制施行50周年事業として、株式会社村田製作所の地域貢献活動の一つと位置付けられ長岡公園のセンターゾーン（約1ha）の再整備を行うこととなり、現在、工事を実施しており、令和7年9月のリニューアルオープンを目指しています。

■再整備のコンセプト

多様な人々が集い、安らぎ、公園で過ごす時間を楽しむ これからの長岡公園

※再整備の方針は、市のホームページ「長岡公園の再整備について」を参照してください。
(<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000013848.html>)

- (2) 公園や周辺で活動する各種関係団体等と連携・協力できる体制を整える。
- (3) 市民や使用者の意見や要望に真摯に対応する。
- (4) 事故防止等安全管理を強化する。
- (5) 効率的な運営を行い、管理運営費の削減に努める。

6. 管理の基本的な事項の案

(1) 指定管理期間

令和7年7月1日から令和12年3月31日まで（4年9ヶ月）

指定期間については、指定管理者の指定とともに市議会での議決事項となるため、議決され、市長が指定した時点で確定します。

(2) 休業日及び使用時間

長岡公園全体の休業日・使用時間の制限はありません。

現行のテニスコート及び長岡公園事務所、建設予定のセンター棟は、休業日はなしとする予定で、使用時間は午前9時から午後5時までの予定です。

(3) 管理業務の範囲

指定管理者は、長岡公園を管理運営するものとし、指定管理者が行う主な業務は、長岡京市都市公園条例に基づき、以下のとおりとする。

ア 条例第4条第1項及び第3項の許可に関する業務（行為許可）

イ 条例第4条の2第2項の許可に関する業務（有料公園施設使用許可）

- ウ 長岡公園の施設及び施設の維持管理に関する業務
- エ その他都市公園の管理に関する業務で市長が必要と認めるもの

7. 管理運営収入

指定管理者は、利用料金収入、自主事業収入及び市が支払う指定管理料その他により、管理運営を行います。

- (1) 利用料金制の採用（テニスコート、駐車場）
施設の使用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入となります。
- (2) 指定管理料について
指定管理料は、指定管理業務を行うために必要な経費として、市が指定管理者に支払うものです。
- (3) 事業収入について
長岡公園に設置する自動販売機の収益は、全額を長岡公園の管理に充てる考えをしております。自動販売機の設置を希望されない場合は、その旨を提案ください。
- (4) 自主事業の収入について
自主事業の積極的な実施により得られる収入は、指定管理者の収入としてください。

8. 問い合わせ先

長岡京市建設交通部 公園緑地課 公園管理係

☎ 6 1 7 - 8 5 0 1 長岡京市開田一丁目 1 番 1 号（分庁舎 3）

（参考：分庁舎 3 の住所 長岡京市開田三丁目 3 番 36 号）

電話番号 0 7 5 - 9 5 5 - 9 7 1 6

FAX 番号 0 7 5 - 9 5 1 - 5 4 1 0

e-mail kouenryokuchi@city.nagaokakyo.lg.jp

以上